

移転に際してよくあるご質問

Q 1 移転日以降に旧住所あてに書類を送ってしまった場合は、新住所に転送されますか？

A 1 はい。当分の間は新住所に転送されます。ただし、通常よりも送付物の到着が遅れますので、移転日以降は新住所あてにお送りいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

Q 2 旧住所が印刷された返信用封筒（受取人払い）を持っていますが、移転後も使用できますか？

A 2 はい。差出有効期間内のみ、移転後1年以内であればご使用いただけます。ただし、普通郵便に比べておよそ2日到着が遅れます。お急ぎの場合は、別の封筒をご用意いただき、切手を貼付のうえ新住所まで郵送していただくことをお勧めいたします。

Q 3 移転先に駐車場はありますか？

A 3 いいえ、支部で契約している駐車場はございません。
恐れ入りますが、公共交通機関のご利用をお願いいたします。
なお、書類はすべて郵送でのお手続きが可能ですので、郵送での提出にご協力をお願いいたします。

Q 4 郵便番号・電話番号・FAX番号の変更はありますか？

A 4 郵便番号（371-8516）は変更ありません。
電話番号・FAX番号は以下のとおり変更いたします。
電話番号：027-896-5200
FAX：027-896-5210

Q 5 資格確認書等に群馬支部の旧住所が記載されています。移転後もそのまま使用できますか？

A 5 はい。ご使用いただけます。
旧住所が記載されている健康保険証は、令和7年12月1日まで、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の各証は移転後も有効期限までご使用いただけます。

Q 6 任意継続納付書（随時発行分）や返納金の納付書には、群馬支部の旧住所が印字されていますが、支部移転後も使えますか？

A 6 はい、ご使用できます。
納付することに何ら支障はございませんので、ご安心ください。